

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年7月1日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市港区福崎3丁目1番地201号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ダイゾー 代表取締役社長 相川 武利			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	46 台	4 台	0 台	46 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	2 台	0 台	0 台	2 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	簡易点検表の作成、機器入替廃棄の際、リストの更新を実施。又、年初に設置機器とリストの照合を行い差異無き事を確認。			
	廃棄時	第一種特定製品の内、冷媒用代替フロン使用機器に対して、廃棄の履歴、書類文書の保管を行う。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検表に則って、機器の点検を実施し、異常が見られた場合には協力会社への連絡と整備の依頼を行う。			
	廃棄時	冷媒用代替フロン使用機器廃棄の際、回収業者よりの通知を確認し、適切な処理が行われているかを判断する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新又は新規購入する際にはノンフロン製品又は係数の低い冷媒の製品を選択する方向で検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。